



皆さんの意見を募集します パブリックコメント

市では、次の1つの条例の改正と4つの計画の策定に向けて現在検討しています。これに伴い、原案を公表し、皆さんから広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。

ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

パブリックコメントの流れ

- ①市が計画案(条例案)を作成します
- ②計画案(条例案)を市民の皆さんに公表します
▽公表内容…計画案(条例案)作成の趣旨・目的など
▽公表方法…担当部署・本庁・各総合支所など30カ所で閲覧、市ホームページに掲載
- ③市民の皆さんから意見を募集します
▽意見を提出できる方…市内に在住または勤務・在学している方、市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体など
▽提出方法…持参、郵送、FAX、メールなど
- ④提出された意見を検討します
- ⑤結果を公表します
▽公表内容…提出された意見の概要と、それに対する市の考え方、計画(条例)の最終案
- ⑥計画(条例)を策定(改正)します

パブリックコメントとは

日光市が目指す、市民との協働のまちづくりを推進するためには、市が各種の計画などを決定する際に、情報をできる限り開示して、皆さんと共有しなければなりません。また同時に、皆さんの意見などを的確に反映していく仕組みを持たなければなりません。

そのための手段の一つがパブリックコメント制度です。パブリックコメントとは、「市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民の皆さんから提出された意見を考慮して最終的に決定する。また、提出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます(上図参照)。

※日光市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画(原案)

この計画は、地域における高齢者の実態とサービスの需要を的確に把握することにも、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、平成24年度から26年度を期間として策定するものです。

◆公表資料

日光市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画(原案)

◆資料の閲覧および意見の提出期間
12月26日(月)～1月13日(金)必着

◆担当部署(提出先)およびくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地
介護保険課 介護サービス係

☎(21)5124・FAX(21)5105
メール kaigo-token@city.nikko.lg.jp

※日光市まちづくり基本条例(改正原案)

この条例は、市のまちづくりに関

日光市生涯学習推進後期基本計画(原案)

◆資料の閲覧および意見の提出期間
1月5日(木)～2月3日(金)必着

◆担当部署(提出先)およびくわしくは

〒321-1292 今市本町1番地

生涯学習課 生涯学習係

☎(21)5182・FAX(21)5185
メール shougai-gakushuu@city.nikko.lg.jp

各意見募集に共通の事項

◆資料の閲覧場所および開設時間

○各担当部署

○情報公開コーナー(本庁舎2階)

○各総合支所市民福祉課・支所・出張所

※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分～午後5時15分

○各公民館・図書館

○市民サービスセンター

※各施設の開設日・開設時間

○市ホームページ

◆意見を出していただける方

○市内に在住または勤務・在学している方

○市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体

○当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

◆意見の提出方法

意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・メール・市ホームページ提出フォームのいずれかで提出する。
※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。
※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◆提出意見の取り扱い

○提出していただいたご意見は、条例改正や計画策定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。
○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。
○意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名など)は公表しません。

する基本理念や、まちづくりに参加する市民の権利および責務などを定めたものです。

条例の中で、施行から4年を超えない期間ごとに見直しをすることが規定されていることから、4年目を迎える今年度、条例の見直しを実施するものです。

◆公表資料

日光市まちづくり基本条例(改正原案)

◆資料の閲覧および意見の提出期間
12月26日(月)～1月23日(月)必着

◆担当部署(提出先)およびくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地

総合政策課 総合調整係

☎(21)5131・FAX(21)5109
メール seisaku@city.nikko.lg.jp

※日光市高齢化集落対策実施計画(第2期)(原案)

この計画は、山間部の高齢化の進んだ小規模な集落における「ミニミニ」の維持など、地域づくりを推進するための基本指針として策定するものです。

◆公表資料

日光市高齢化集落対策実施計画(第2期)(原案)

◆資料の閲覧および意見の提出期間
1月5日(木)～2月3日(金)必着

◆担当部署(提出先)およびくわしくは

※日光市生涯学習推進後期基本計画(原案)

この計画は、生涯学習を推進するに当たり、基本計画の上位計画として定められた日光市生涯学習推進構想の実現を目指し、基本施策の主要事業などを具体的に説明するため策定するものです。

◆公表資料